

# 令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引

海 老 名 市

償却資産の申告につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

償却資産とは、法人や個人で工場や商店、農業等を経営している方や、駐車場やアパート等を貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産（土地、家屋等を除く）をいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、1月31日までにその所在する市町村長に必要事項を申告していただくことになっています。

**申告書提出期限 令和6年1月31日（水）**

※提出期限間近は混雑しますので、手続きに時間を要します。

書類の返送等、お急ぎの場合は1月15日（月）までに提出されますよう

ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先及び提出先

〒243-0492

神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

海老名市 財務部 資産税課 家屋償却資産係

☎ 046-231-2111 (代表)

☎ 046-235-8598 (直通)

# 1 申告について

## (1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、海老名市内に事業用資産(他人への貸与資産を含む)を所有する方。  
 なお、事業把握のために必要ですので、償却資産をお持ちでない方もその旨を申告してください。

## (2) 提出書類

次の表の申告の区分により○印のついている書類を提出してください。

区分	申告していただく方	申告書	種類別明細書		申告書 (18 備考欄の記入方法等)
			増加資産・ 全資産用	減少資産 用	
増減 申告 方式	<b>1. 初めて申告する方</b>				
	①該当する資産のある方	○	○		全資産申告(新規)
	②該当する資産のない方	○			該当資産なし
	<b>2. 前年度以前申告したことがある方</b>				
	①資産の増加のみあった方	○	○		増加資産あり
	②資産の減少のみあった方	○		○	減少資産あり
	③資産に増加減少があった方	○	○	○	増減あり
④資産の増減がなかった方	○			増減なし	
⑤廃業又は事業所の市外移転をした方	○			廃業・解散・移転等と年月日	
電算 申告 方式	<b>1. 初めて申告する方</b>				
	①該当する資産のある方	○	○		全資産申告(新規) *全資産の明細添付
	②該当する資産のない方	○			該当資産なし
	<b>2. 前年度以前申告したことがある方</b>				
	①該当する資産のある方	○	○		全資産申告(電算) *全資産の明細添付
	②該当する資産のない方	○			該当資産なし
③廃業又は事業所の市外移転をした方	○			廃業・解散・移転等と年月日	

※電算申告をされる方は、取得価額以外に、評価額・決定価格・課税標準額も記入してください。  
 ※申告書だけの送付となっている方は電算申告扱いとなっているため、提出の際全資産の明細を添付してください。また、自社申告書を使用する場合は、申告書に記載のある所有者コードを転記してください。

※住所や商号変更など前年度と相違がある場合には、変更年月と内容について備考欄に必ず記載してください。

なお、以下の場合には、承認通知書や届出書の添付が必要です。

- ①耐用年数の短縮を行っている資産のある場合
- ②増加償却の届出を行っている資産のある場合
- ③課税標準の特例を受ける資産のある場合(「6 非課税及び課税標準の特例について」を参照)

・同封しました申告書及び種類別明細書はそれぞれ市役所提出用です。そのまま電算処理用データとして使用しますので、記入漏れ等のないようお願いいたします。

・申告書の控えが必要な場合は、コピーした申告書も併せて提出してください。

・郵送で提出される方で、申告書の控えが必要な場合は、返信先を明記し切手を貼付した封筒とコピーした申告書を必ず同封してください。返信用封筒がない場合は申告書の控えの返送はいたしませんのでご了承ください。

## 2 償却資産とは

### (1) 申告対象となる資産について

令和6年1月1日現在所有する土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの(法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます。次のようなものが申告対象となります。

①耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産

②取得価額が10万円未満のものであっても税務会計上で個別償却している資産

③租税特別措置法で中小企業等を対象に取得価額30万円未満の減価償却資産については、当該取得の年度で損金算入及び必要経費に計上する資産

④前年決算期以降、令和6年1月1日までの間に取得した資産

⑤遊休・未稼働資産

一時的に遊休・未稼働等の状態にあるが、いつでも事業用に使用することのできる状態にあるもの

⑥簿外資産

帳簿上記載されていないが、事業用に使用しているもの

⑦償却済資産

すでに減価償却が終わり、残存価額のみが計上されている資産で事業用に使用しているもの

⑧建設仮勘定の資産

建設仮勘定において経理されている資産であっても、一部又は全部が1月1日現在、事業の用に供することができるもの

⑨建設勘定、建物附属設備勘定で計上されている資産で、他から賃借している建物に施した附属設備

⑩資本的支出(改良費)

償却資産の価値を増加させるための改良費用は本体部と区別して、取得年月ごとに申告が必要となります。

⑪リース資産

所有権移転外の場合、償却資産を所有している貸主が申告、所有権移転が行われる場合、原則として償却資産を使用している借主が申告することになります。

⑫福利厚生施設、社員研修施設

### (2) 申告対象とならない資産

①無形固定資産(アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等)

②自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等

③取得価額が20万円未満の償却資産で、法人税法又は所得税法上の規定により3年で一括償却している資産

④平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いとするファイナンスリース)資産で取得価額

が 20 万円未満のもの

### 3 償却資産の種類と主な資産の耐用年数

種類	主な償却資産	耐用年数	
第 1 種	構 築 物	野立看板	金属造 20
		広告塔	その他 10
		門、塀	コンクリート造 15
			石造 35
			金属造、木造 10
		舗装路面	コンクリート、ブロック、石敷 15
			アスファルト、木れんが敷 10
		舗装道路	ビチューマルス敷 3
		緑化施設	工場緑化施設 7
		庭園	その他 20
	建 物 附 属 設 備	ビニール	金属造のもの 10
		ハウス	木造のもの 5
		電気	蓄電池電源設備 6
			照明設備
		給排水、衛生、ガス設備	15
		消火、排煙、災害報知設備、格納式避難設備	8
		冷暖房	冷凍機(出力22KW以下) 13
		ボイラー設備	その他 15
		アーケード	主として金属製のもの 15
		日よけ設備	その他 8
店舗用簡易装備、簡易間仕切	3		
第 2 種	機 械 及 び 装 置	食料品製造業用設備 10	
		木材製造業用設備 8	
		印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備 4
			製本業用設備 7
			その他の設備 10
		プラスチック製品製造業用設備 8	
		農業用設備 7	
		総合工事業用設備 6	
		運輸に附帯するサービス業用設備 10	
		ガソリンスタンド設備 8	
		宿泊業用設備 10	
		飲食店用設備 8	
		洗濯業、理容業、美容業用設備 13	
自動車整備業用設備 15			
第 3 種	船 舶	船 4~15	
第 4 種	航 空 機	飛行機 5~10	

種類	主な償却資産	耐用年数	
第 5 種	車 両 及 び 運 搬 具	大型フォークリフト、トラックミキサー等 (自動車税・軽自動車税の課税対象車両は除く) (小型特殊自動車は対象外です)	4
		自転車	2
第 6 種	工 具	測定・検査工具	5
		治具・取付工具	3
		切削工具、金型	2
	器 具 及 び 備 品	事務机	主として金属性のもの 15
		いす等	その他 8
		応接セット	接客業用のもの 5
			その他 8
		陳列棚	冷凍機又は冷蔵機付き 6
		陳列ケース	その他 8
		その他の家具	接客業用のもの 5
			主として金属性のもの 15
			その他 8
		音響機器	テレビ、ステレオ、ビデオ、カラオケ 5
		冷暖房機器	エアコン、温風ヒーター 6
		電気・ガス機器	冷蔵庫、洗濯機 6
		室内装飾品	主として金属性のもの 15
			その他 8
		食器・厨房用品	陶磁器製・ガラス製 2
			その他 5
		事務機器及び通信機器	複写機、レジスター、ファクシミリ 5
パソコン(サーバー用除く) 4			
電話設備	インターホン、放送用設備 6		
	デジタル構内交換設備等 6		
看 板 及 び 廣 告 器 具	その他 10		
	看板、ネオンサイン、気球 3		
	マネキン人形、模型 2		
	主として金属性のもの 10		
	その他 5		
容 器 及 び 金 庫	大型コンテナ(長さ6m以上) 7		
	金属性のもの 3		
	その他 2		
	手さげ金庫 5		
理 容 又 は 美 容 機 器	その他 20		
	理容又は美容機器 5		
	自動販売機(手動も含む) 5		
試験又は測定機器 5			

### 4 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の例
農業・畜産業	ビニールハウス、屋外用給排水設備・照明等、田植機、脱穀機、牧さく、搾乳機、コンバイン、ケージ等
建設業・製造業	施盤、リフト、溶接機、プレス機、工具類、発電機、大型特殊自動車等
医療・薬局業	衛生設備、医療器具、診察用ユニット、調剤機器、陳列ケース、キャビネット類、ベット等
小売業・飲食業	ショーウィンドー、照明設備、冷蔵ストッカー、自動販売機、ネオンサイン、カラオケセット、カウンター、冷蔵庫、冷凍庫、厨房用品、テーブル、椅子等
理容・美容業	サインポール、消毒殺菌器、パーマ器、理容・美容椅子、タオル蒸し器、湯沸かし器等
不動産貸付業	駐車場機械設備、駐車場路面舗装、外構、緑化設備、受変電設備、外灯、門、塀、ネットフェンス等
一般的な償却資産 (各事業共通)	冷暖房設備、応接セット、事務用机、椅子、ロッカー、簡易間仕切り、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、内部造作等

## 5 建築設備にかかる償却資産と家屋の区分表

建築設備について、家屋と構造上一体となっているものについては家屋として取り扱いますが、家屋から独立した機器や移動できる設備等は償却資産として取り扱います。なお、テナントが施工した設備は、通常償却資産として取り扱います。(下表: 主な設備の例示)

設備等の種類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
		同じ場合		異なる場合 (テナント)	
		家屋	償却		
電気設備	受変電設備	設備一式		○	全て償却資産
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備等		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○	
		上記以外	○		
	照明設備	屋内設備一式	○		
		屋外設備一式		○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○	
配管・配線、端子盤等		○			
火災報知設備	設備一式	○			
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○	
		配管、受水槽、ポンプ等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○	
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○		
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース等		○		
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○	
		上記以外	○		
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○	
		上記以外	○		
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○		
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○	
上記以外		○			
建築工事	内装・造作事	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事	○		
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・舗装等)		○	

## 6 非課税及び課税標準の特例について

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。

また、地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用されます。

適用を受ける資産がある場合には、申告書(第 26 号様式)の「10 非課税該当資産」又は「11 課税標準の特例」欄の有に○を付けて提出してください。

新たに特例の適用を受ける資産がある場合には、「償却資産非課税・課税標準の特例に係る申告書」を家屋償却資産係まで請求のうえ、必要書類を添付して申告してください。

課税標準の特例が適用される資産の例

適用条項	特例適用資産概要	
地方税法 第349条の3第2項	ガス事業用資産 一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する資産	
地方税法附則 第15条第2項	公共の危害防止施設	第1号 水質汚濁防止法の規定による汚水又は廃液の処理施設
		第5号 下水道法に規定する下水道除害施設
地方税法附則 第15条第25項	再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備 1000kw未満かつ政府の補助を受けたもの 1000kw以上かつ政府の補助を受けたもの (*再生特措法に規定する認定を受けたものを除く) バイオマス発電設備 1万kw未満のもの 1万kw以上2万kw未満のもの
地方税法附則 第15条第32項	企業主導型保育	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたものが企業型保育事業の用に供する資産

※なお、税法改正等により、内容の変更が行われることがあります。

※その他の特例については、海老名市のホームページをご参照ください。

## 7 償却資産の評価及び税額について

### (1) 評価額の算出方法

資産の「取得年月」、「取得価額」、「耐用年数」から、資産ごとに「評価額」の算出を行います。

$$\text{前年中に取得した資産の評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

$$\text{前年前に取得した資産の評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

※毎年この方法により計算し、取得価額の5%になるまで償却します。

ただし、算出額が5%未満になる場合は5%でとどめます。

### (2) 課税標準額

通常は評価額の全資産合計額となりますが、課税標準の特例がある場合は適用後の額となります。

### (3) 税額計算

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$

$$\text{計算例} \quad \text{課税標準額}(1,500,000 \text{ 円}) \times 0.014 = 21,000 \text{ 円}$$

免税点…課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は課税されませんが申告は必要です。

(4) 納期等

第1期	令和6年5月31日
第2期	令和6年7月31日
第3期	令和6年9月30日
第4期	令和6年12月25日

**便利です、口座振替**

便利な口座振替をご利用ください。

市内の金融機関又は市役所にある「口座振替（自動払込）申込み用紙」に必要事項を記入押印のうえ、納期限の45日前までに金融機関窓口へご提出ください。

**8 減価残存率表(評価額計算用)**

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
30	0.074	0.963	0.926
35	0.064	0.968	0.936
40	0.056	0.972	0.944
50	0.045	0.977	0.955

※減価残存率とは、1年間使用した後の資産の価値を算出するための割合です。

(例えば、耐用年数が5年の場合の減価残存率は、前年中に取得したものについては、 $1-0.369 \div 2 = 0.815$  となり、前年前取得については  $1-0.369 = 0.631$  となります。)

## 9 償却資産に対する課税の国税との比較

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日：1月1日）	事業年度
償却方法	原則として定率法のみ ※法人税法等の「旧定率法」で使用する減価率と同率	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法・旧定額法等の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法・定額法等の選択制度 （建物については定額法） 【平成28年4月1日以降取得】 定率法・定額法等の選択制度 （建物及び構築物・建物附属設備については定額法）
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)まで
改良費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分)	原則区分評価

## 10 償却資産申告書のマイナンバー記載について

マイナンバー制度の実施に伴い、償却資産申告書にマイナンバー（個人番号又は法人番号）を記載していただきます。

個人の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

**個人の方は本人確認資料の添付をお願いします。**

個人番号を記載した申告書を提出いただく場合は、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。

以下の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ申告書に添付してください。

### (1) 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	個人番号カード(裏面) 住民票(個人番号が記載されているもの) 通知カード(氏名・住所等の記載事項に変更がないもの)
身元確認資料	個人番号カード(表面) 運転免許証またはパスポート等

## (2) 代理人が申告書を提出する場合

本人の 番号確認資料	本人の個人番号カード（裏面） 本人の住民票（個人番号が記載されているもの） 本人の通知カード（氏名・住所等の記載事項に変更がないもの）
代理人の 身元確認資料	代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 登記事項証明書および社員証（代理人が法人の場合）
代理権確認資料	委任状・税務代理権限証書等（原本添付）

※代理人が法人の場合、委任状に当該法人の称号又は名称のほか、本店又は主たる事務所の所在地も必ず記載してください。

※eLTAX（電子申告）による申告の場合、電子証明等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

※法人番号を記載した申告書を提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

## 11 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は、7年度分。）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。

## 12 その他

### (1) 申告をしない場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び海老名市市税条例第58条第1項第1号の規定により過料を科せられることがありますので、必ず期限までに提出してください。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により懲役又は罰金を科せられることがあります。

### (2) 実地調査について

地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて実地調査を行うことがあります。資産台帳や減価償却資産明細書の写し等を提出いただきますので、ご協力をお願いします。

また、これに伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく過年度に遡及することもありますので、あらかじめご承知おきください。

### (3) 固定資産(償却資産)課税台帳の閲覧

申告に基づき決定された価格等が固定資産課税台帳に登録されますと、関係者の方（所有者等）は市役所資産税課で台帳の閲覧することができます。

この価格に不服のある方は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間において、審査の申し出ができます。

### 電子申告システム（eLTAX：エルタックス）による申告について

申告していただいた書類をそのままデータ化しますので、償却資産申告書及び種類別明細書について、入力漏れの無いようにお願いします（入力漏れやデータ化できない資料（PDF）などがある場合は、申告用紙一式を送付していただくことになりますのでご了承ください）。

今まで電算（全資産）申告されていた方が、電子申告をする際は、全資産の申告が必要です。

耐用年数改正に該当する資産をお持ちの場合は、**摘要欄に改正年数と改正前の耐用年数を記入**してください（※摘要欄に記入がない場合は、正しく減価償却されません。）。

その他、様式に入力できない事項は摘要欄に記入してください。また、**摘要欄に記載事項がある場合は申告書備考欄に摘要ありと記載**してください。

### ◎eLTAX 全般に関するお問い合わせ

利用届出や電子申告に関するお手続きの詳細は、下記の電話番号へお問い合わせいただくか、eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。

受付時間 9～17時（土日祝日、年末年始を除く）

電話番号 0570-081459      左記の番号で繋がらない場合 03-5521-0019

申告書送付の際に切り取ってご利用ください。

〒243-0492

神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1

海老名市役所

財務部資産税課家屋償却資産係 行

（償却資産申告書在中）